

第4節 薬剤料		
算定方法	告示	K940 薬剤
		薬価が15円を超える場合は、薬価から15円を控除した額を10円で除して得た点数につき1点未満の端数を切り上げて得た点数に1点を加算して得た点数とする。
		注1 薬価が15円以下である場合は、算定しない。 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。
第5節 特定保険医療材料料		
算定方法	告示	K950 特定保険医療材料
		材料価格を10円で除して得た点数。
		注 使用した特定保険医療材料の材料価格は、別に厚生労働大臣が定める。